

長崎市と学校法人長崎学院長崎外国語大学との包括連携に関する協定書

長崎市と学校法人長崎学院長崎外国語大学（以下「両者」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、長崎市内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）個性を活かした交流の拡大に関する事。
- （2）平和の発信と世界への貢献に関する事。
- （3）地域経済の活力の創造に関する事。
- （4）環境との調和に関する事。
- （5）安全・安心で快適な暮らしの実現に関する事。
- （6）ともに支え合い、いきいきと暮らせる地域社会の実現に関する事。
- （7）創造的で豊かな心の育成に関する事。
- （8）多様な主体による地域経営に関する事。
- （9）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携の推進）

第3条 前条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携・協力の効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

両者は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成27年2月18日

長 崎 市 長
(自 署)

学校法人長崎学院
長崎外国語大学理事長
(自 署)